

独立行政法人労働者健康福祉機構
平成25年度業績評価委員会報告書

平成26年3月31日

独立行政法人労働者健康福祉機構
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康福祉機構

業績評価委員

相澤 好治（学校法人北里大学名誉教授）

明石 祐二（（社）日本経済団体連合会労働法制本部主幹）

平成25年10月2日付就任

圓藤 吟史（大阪市立大学大学院教授）

岡本 浩志（JFEスチール株式会社 安全衛生部長）

平成25年6月6日付就任

郡司 典好（全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長）

◎ 田中 滋（慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授）

田中 秀明（（社）日本経済団体連合会労働法制本部長）

平成25年10月1日付退任

原 正道（横浜市立大学名誉教授・横浜市医療政策室参与）

松岡 宏治（航空連合会長）

平成25年10月3日付就任

山本 大博（航空連合会長）

平成25年10月2日付退任

◎：委員長

（50音順 敬称略）

はじめに

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）における、平成24年度業務実績及び平成25年度上半期業務実績の評価並びに平成26年度の運営に向けた意見を求めるため、平成25年7月8日及び12月25日に独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催したところである。

独立行政法人労働者健康福祉機構平成25年度業績評価委員会報告書（以下「本報告書」という。）は、機構の業務について、当委員会における意見を取りまとめたものであり、本報告書を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

1 第二期中期目標・中期計画に基づく平成24年度業務実績及び平成25年度上半期業務実績について

機構は平成21年2月27日に厚生労働大臣から示された第二期中期目標に基づき、被災労働者の療養の向上、労働者の健康の保持・増進に関する事業として労災病院、産業保健推進センター、労災リハビリテーション作業所等を運営するとともに、労働者の福祉の向上のため、未払賃金立替払事業等を実施している。平成24年度及び平成25年度上半期の主な取組、実績は次のとおりである。

(1) 労災病院事業について

労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を果たす医療機関として、一般診療を基盤とした労災疾病等に関する高度・専門的な医療の提供、労災疾病等に係るモデル医療等の研究・開発、普及、勤労者に対する過労死予防等の推進、地域医療機関に対する勤労者医療の支援、行政機関等への貢献などに取り組んでいる。

労災病院全体を通じ、労災疾病等に関する高度・専門的な医療の提供及び勤労者医療の地域支援への取組を進めた結果、平成25年度上半期までに地域医療支援病院の承認施設数が24施設（平成23年度22施設）、

地域がん診療連携拠点病院施設数が11施設、地域がん診療拠点病院に準ずる病院施設数が8施設（合計19施設）となっており、一般病棟入院基本料算定（7対1看護体制）施設数が25施設（平成23年度19施設）にまで拡大している。

また、かかりつけ医等から労災病院への紹介率は、64.5%（平成23年度60.9%）、労災病院からかかりつけ医等への逆紹介率は52.3%（平成24年度49.4%）となっており、年度計画を達成している。

モデル医療の普及について、平成24年度においては、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して症例検討会・講習会を開催し、参加人数は29,849人（平成24年24,418人）と前年度より大きく増えており評価できる。

さらに、外部医療機関等からの受託による高度医療機器（CT・MRI・ガンマカメラ・血管撮影装置等）の利用についても、年度計画を達成している。

行政機関等への貢献については、石綿関連疾患診断技術研修の実施、アスベスト疾患センター等における健診・相談及びアスベスト小体計測の実施等アスベスト関連疾患への取組について評価できる。

また、東京電力福島第一原子力発電所における労働者の健康管理等を目的とした医師派遣を平成23年度から引き続き実施するとともに、福島労災病院にホールボディカウンタを設置し、除染等業務従事者の内部被曝線量測定を行うなど、評価できる。

過労死予防等の推進については、勤労者予防医療センターにおいて実施している過労死予防対策、メンタルヘルス不調予防対策、勤労女性の健康管理対策における各種指導・講習会及び相談件数等において、前年度に実施した利用者満足度調査の要望等を行動計画に反映させ、勤労者の利用しやすい時間外・休日に各種指導・講習会を実施するなど、利用者の利便性に配慮した対応を一層推進した結果、平成24年度は年度計画で定めた各種目標値を達成するとともに、利用者の満足度調査においても有用であった旨の評価が93.7%と、高い評価を得たことは評価できる。

労災疾病等13分野医学研究については、労災病院グループの持つスケールメリットや産業保健関係者とのネットワークを活用し、研究成果の普及促進等積極的な取組が行われ、国内外の関連学会等での学会発表件数、論文発表件数及びホームページのアクセス件数のいずれもが設定した数値目標を達成し、成果をあげていることは高く評価できる。

また、アスベスト関連疾患分野及び粉じん等による呼吸器疾患分野における診断、治療法等研究成果の普及活動については、石綿関連疾患診断技術研修を全国29箇所で行うとともに、中国人医師向けの研修を行うなど評価できる。

財務内容については、労災病院の平成24年度損益は、昨年度と同様に厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用増加の影響を依然として強く受けているものの、医療連携の強化、上位施設基準の取得、高度・専門的医療の推進等による医業収入の増加に加え、医療機器の共同購入、後発医薬品の採用拡大等による調達コストの削減等について、本部と病院が連携して経営改善に取り組んだ結果、臨時損失を除く経常利益は8億円を確保している。また、当期損益は3億円となっており、評価できる。

なお一層の経営改善を推し進め、繰越欠損金の解消に向けた積極的かつ計画的な取組に期待したい。

(3) 産業保健推進センター等事業について

産業保健推進センター等における産業医等の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修・相談については、地域の状況、利用者のニーズに応じた質・利便性の向上への取組を実施している。また、情報提供における取組についても、メールマガジンの内容の充実及び登録者の拡大、ホームページ掲載情報の充実により、ホームページアクセス件数も目標を達成した。

産業保健推進センターは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）により、産業保健サービスを維持しつつ、段階的な集約化を図ることが求められており、平成22年度末から

産業保健推進センターを集約化し、産業保健推進連絡事務所を設置したところであるが、平成24年度においては、本部及び産業保健推進センターによる経理業務の実施、研修会への応援出張など産業保健推進連絡事務所への支援に努め、研修回数・相談件数等、過去の実績を維持していることは高く評価できる。今後も、地域の利便性が低下することのないよう引き続き体制作りを進めていくとともに、労災病院及び地域産業保健センターとより有機的な関係を構築していくことを期待したい。

また、平成26年度より産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業における産業保健三事業の一元化については、各施設間のコミュニケーションに努めるとともに、都道府県医師会及び郡市区医師会との連携を図ることで、支援を求める事業者に対して適切な団体や専門家を紹介できる体制を構築することを期待する。

(4) 未払賃金立替払事業について

未払賃金立替払事業においては、立替払の迅速化と立替払債権の適切な管理、求償に取り組んでおり、立替払の迅速処理に向けて全国各地の大型請求事案に対する破産管財人（弁護士）等との打合せや事前調整を行った結果、支払日が過去最短の17.3日と、迅速化が進んだことは高く評価できる。

また、立替払債権の管理に係る賃金請求に基づく求償についても、当該月の立替払の対象となった全事業所に対し、翌月には求償額等の通知及び債務承諾書等の提出要請を文書で実施した結果、累積回収率24.9%と、過去最高を更新したことは評価できる。

(5) 労災リハビリテーション作業所事業について

労災リハビリテーション作業所においては、入所者ごとの社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施、関係機関との連携等により、平成24年度における社会復帰率は38.3%と中期目標の「30%以上」を上回る社会復帰率を確保していることは評価できる。

また、作業所の縮小、廃止に向けた取組の結果、平成24年度末に廃止

とされていた愛知作業所が、在所者全員の希望先への退所が完了したため平成25年2月末に前倒しして廃止された。

今後廃止を予定している、宮城作業所、福岡作業所及び長野作業所についても引き続き関係機関等との連携を密にし、在所者の退所先の確保に万全を期すとともに、円滑な廃止に向けて手続を進めていただきたい。

(6) 納骨堂事業について

納骨堂については、ご遺族及び関係団体等の方々に配慮した運営が求められており、平成24年度の産業殉職者合祀慰霊式では、皇太子殿下が行啓され、また、昨年度に引き続き慰霊式の状況が後方席からも容易に見ることができるように慰霊式会場にTVモニターを設置するとともに、高齢者、障害者等に配慮して坂道でのキャリーカートの実行、高尾駅と霊堂間の送迎バスの運行など、慰霊式参列者の方々のための改善が認められ、その結果、満足度調査においても90.4%と高い数値を得ていることは評価できる。

2 平成26年度の運営に向けて

(1) 高度・専門的医療の提供について

毎期右肩上がりの目標達成を続けていくと、いつかは現場で対応する職員が疲弊してしまう。今後は数値以外など何らかの形での目標設定を検討していく必要がある。

(2) 高度・専門的医療の提供について

がんセンターボードやICT等のチーム医療については実施施設数は増えているが、内容が見えない。また、クリニカルパスについても件数や適用率だけでなく、事後評価しているのか、バリエーションをチェックしているかなど質の向上について検討していただきたい。

(3) 臨床評価指標の公表の対象は、患者及び医療関係者だと思いが、比較対照（ベンチマーク）を示さないとその分野の専門家しか把握できない。何を対照として選択するかは、DPC、国立病院等他病院グループの指標、全国平均、学会の推奨ガイダンスなどが考えられるが、それによって労災病

院のレベルや取組努力が確認でき、それこそがこれからの労災病院の在り方の指標になると思われるので、今後検討していただきたい。

(4) 労災疾病等に係る研究・開発について

- ① 糖尿病の重篤化についての研究においては、視力障害（糖尿病性網膜症）についての取組に加えて、糖尿病性腎症、末梢神経障害についても、今後検討していただきたい。
- ② 「粉じん等による呼吸器疾患」については減少傾向にあるが、一方、諸外国においては、職業関連喘息や皮膚炎はかなり多く、業務上疾病と認定されるところの問題が検討されている状況であることから、今後、アレルギー疾患が増えると予想されるので、検討していただきたい。

(5) 産業保健推進センター事業について

胆管がん問題については、産業保健推進センターにおいて、相談員が労災病院以外の病院を紹介することは指示されておらず、きわめて閉鎖的な対応となっていた。労災病院と産業保健推進センターの目的、使命は異なっていることから、一体化することについては異議がある。

おわりに

機構は来年度から第三期中期目標期間として新たな目標に向けて取り組んでいくにあたって、当委員会の意見を踏まえ、第二期中期目標期間に取り組んだ業務について、より効率的、効果的に実施できるよう努め、働く人々の健康と福祉の増進に一層取り組むことを期待する。

平成25年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

平成26年3月31日

独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）第2期中期目標・中期計画、平成24年度業務実績及び平成25年度上半期業務実績並びに平成26年度の運営に関し、独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会より御評価及び御提言をいただきました事項につきまして、次のとおり業務の改善に反映いたします。

1 高度・専門的医療の提供について

毎期右肩上がりの目標達成を続けていくと、いつかは現場で対応する職員が疲弊してしまう。今後は数値以外など何らかの形での目標設定を検討していく必要がある。

御指摘のとおり、これまでは目標の達成状況を客観的に評価できるよう、数値目標中心の目標設定を行い、その目標値を年々高める傾向にあったため、今後も同様の目標設定を継続していくことは限界があると考えている。

平成26年度計画においては、御指摘を踏まえ、数値目標の設定に当たり、前期における目標値が適正な水準にあると判断される場合には、前期の水準の維持に努めることとし、数値によらない具体的な取組を新たに目標として設定することにより改善に取り組んだ。

2 高度・専門的医療の提供について

キャンサーボードやICT等のチーム医療については実施施設数は増えているが、内容が見えない。また、クリニカルパスについても件数や適用率だけではなく、事後評価しているのか、バリエーションをチェックしているかなど質の向上について検討していただきたい。

御指摘のとおり、チーム医療やクリニカルパスの導入については、医療の質の向上が本来の目的であると考えます。

当機構においては、がん診療について、地域がん診療連携拠点病院並びに都道府県指定の地域がん診療連携拠点病院に“準ずる病院”を中心に診断治療の水準の向上に努めているところである。

また、医療の専門化・高度化に伴うチーム医療の推進については、院内感染防止の観点から、ほぼ全ての病院でICTチームを編成し、院内の医師、薬剤師、検査技師等、医療職各部門の協力体制を構築している。

更に各労災病院の実情に合わせてNSTチーム等、複数の職種による協力体制を整え、術後感染予防、褥創予防などに取り組んでいる。これらのチーム医療の活動状況については、平成24年度から当機構独自の「臨床評価指標」によりNST実施件数、褥創発生率、特定のがんの在院日数などを集約の上、各労災病院ごとにグラフ化し、4半期ごとにフィードバックしており、各労災病院では、これらの指標を院内委員会等で資料として活用、比較検証を行い、自院のチーム医療の活性化、クリニカルパスの見直しも含め、医療の質の向上に役立てている。

3 高度・専門的医療の提供について

臨床評価指標の公表の対象は、患者及び医療関係者だと思いが、比較対照（ベンチマーク）を示さないとその分野の専門家しか把握できない。何を対照として選択するかは、DPC、国立病院等他病院グループの指標、全国平均、学会の推奨ガイダンスなどが考えられるが、それによって労災病院のレベルや取組努力が確認でき、それこそがこれからの労災病院の在り方の指標になると思われるので、今後検討していただきたい。

臨床評価指標は現在、ホームページで公表しているが、利用者に誤解を与えないように、掲載に当たっては指標の定義、計算式等の解説をつけたものを掲載している。

数値については、各病院の置かれた地域の状況や病院ごとの診療科構成、スタッフ数、患者特性等により事情は大きく異なるため、各病院を横並びで比較するよりも、病院ごとの経年的な変化により各病院の取組努力を見て欲しいと注記している。

なお、臨床評価指標は、病院ごとの医療の質を客観的に評価することを目的としており、医学の進歩、病院の有する診療機能等に大きく影響を受けることから、“目標値”のような比較対象となるべき数値目標は馴染まないと考えている。例えば、同様に臨床評価指標を公表している他の病院団体においては、グループ内“平均値”、“標準偏差”、“中央値”を用いている。

当機構においては、外部有識者が出席する“医療の質の評価等に関する検討委員会”の審議結果を受け、当機構臨床評価指標（公表版）の中に“平均値”を示し、第三者にその数値の程度がわかり易くなるよう工夫しているが、今後さらに引き続き検討していきたい。

4 労災疾病に係る研究・開発について

- ① 糖尿病の重篤化についての研究においては、視力障害（糖尿病性網膜症）についての取組に加えて、糖尿病性腎症、末梢神経障害についても、今後検討していただきたい。
- ② 「粉じん等による呼吸器疾患」については減少傾向にあるが、一方、諸外国においては、職業関連喘息や皮膚炎はかなり多く、業務上疾病と認定されるところの問題が検討されている状況であることから、今後、アレルギー疾患が増えると予想されるので、検討していただきたい。

平成26年度からの第3期研究については、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むこととし、臨床を行っている医師等の意見を聴取の上、御提言のあった以下の点についても留意しつつ、現在の13分野研究を再編していくこととしている。

- ① 糖尿病の重篤化についての研究について、第2期の労災疾病等医学研究では、糖尿病の合併症の一つである糖尿病性網膜症の治療に係る低侵襲手術の開発についての研究を行ってきたところである。

御提言のあった糖尿病性腎症や末梢神経障害の合併症の研究については、発症の予防及び増悪予防の観点から「糖尿病の治療と就労の両立支援」業務における検討課題の一つとしたい。

- ② 諸外国で問題となっている、じん肺、アスベスト関連疾患に対する労災疾病等医学研究成果の普及については、これまでも、中国、モンゴルにて早期診断法、予防法の研修を行い、アジア諸国から研究成果が高く評価されており、アレルギー疾患についても同様に国際貢献の視点を踏まえ、今後の検討課題の一つとしたい。

5 産業保健推進センター事業について

胆管がん問題については、産業保健推進センターにおいて、相談員が労災病院以外の病院を紹介することは指示されておらず、きわめて閉鎖的な対応となっていた。労災病院と産業保健推進センターの目的、使命は異なっていることから、一体化することについては異議がある。

平成24年7月に東京、神奈川、大阪の各産業保健推進センターに開設した職業性胆管がんに係る相談窓口の対応については、産業保健推進センターが公費により運営されるものであることに鑑み、公平性の担保並びに相談者の利益、医療機関の混乱への配慮等の視点から行ったところである。

今後も、新たに設置する産業保健総合支援センターが公費により事業が運営されていることを十分自覚し、公平性を担保し、相談者の利益を重視して対応していきたい。